

岩手県告示第588号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和2年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市中太田新田、下太田沢田、下太田榑及び下太田下川原ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年9月14日から令和3年3月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量（2級）